

2027 年度会津大学大学院科目等履修生募集要項

1 履修可能科目

2027 年度に開講する専門科目

但し、正規生の教育研究の状況に応じ、科目によっては履修を認めない場合がある。

2 募集人員

若干名

3 出願資格

次の各号のいずれかに該当する者

- (1) 学校教育法第 83 条に規定する大学を卒業した者及び 2027 年 3 月 31 日までに卒業見込みの者
- (2) 学校教育法第 104 条第 7 項の規定により学士の学位を授与された者及び 2027 年 3 月 31 日までに授与される見込みの者
- (3) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者及び 2027 年 3 月 31 日までに修了見込みの者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者及び 2027 年 3 月 31 日までに修了見込みの者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者及び 2027 年 3 月 31 日までに修了見込みの者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が 3 年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者及び 2027 年 3 月 31 日までに授与される見込みの者
- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）又は専攻科（当該専攻科を置く専修学校の特定専門課程（学校教育法第百二十五条の二第一項に規定する特定専門課程をいう。）における教育との連続性に配慮した教育課程を編成していることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者及び 2027 年 3 月 31 日までに修了見込みの者
- (8) 学校教育法施行規則第 155 条第 1 項第 6 号の規定により文部科学大臣の指定した者（昭和 28 年文部省告示第 5 号）
- (9) 学校教育法第 102 条第 2 項の規定により大学院に入学した者であって、本学大学院において、本学大学院の教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
- (10) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると

認めた者で、2027 年 3 月 31 日において 22 歳に達する者

(11) 2027 年 3 月 31 日において、次のア～エのいずれかを満たす者であって、本学大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認めた者

ア 学校教育法第 83 条に規定する大学に 3 年以上在学した者

イ 外国において学校教育における 15 年の課程を修了した者

ウ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了した者

エ 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

※ 2027 年度第 2 学期入学出願者は、上記出願資格の「2027 年 3 月 31 日」を「2027 年 5 月 31 日」と読み替える。2027 年度第 3 学期入学出願者は、上記出願資格の「2027 年 3 月 31 日」を「2027 年 9 月 30 日」と読み替える。2027 年度第 4 学期入学出願者は、上記出願資格の「2027 年 3 月 31 日」を「2027 年 11 月 30 日」と読み替える。

4 出願手続

(1) 出願方法

出願は、郵送又は直接持参によること。

なお、直接持参の場合は本学学生課学生募集係に提出することとし、受付時間は午前 9 時から午後 5 時までとする。（ただし、本学の休業日は除く。）

海外からの場合は、事前に電子ファイル化した出願書類を E-mail により送付し、確認を受けた後、すべての原本を手続期限までに到着するように追跡可能な手段で送ること。

(2) 出願手続期限

（国内在住者）

第 1 学期入学生 ----- 2027 年 2 月 5 日（金）（当日消印有効）まで

第 2 学期入学生 ----- 2027 年 4 月 16 日（金）（当日消印有効）まで

第 3 学期入学生 ----- 2027 年 8 月 6 日（金）（当日消印有効）まで

第 4 学期入学生 ----- 2027 年 10 月 15 日（金）（当日消印有効）まで

（海外居住者）

第 1 学期入学生 ----- 2026 年 10 月 16 日（金）まで

第 2 学期入学生 ----- 2027 年 2 月 5 日（金）まで

第 3 学期入学生 ----- 2027 年 4 月 16 日（金）まで

第 4 学期入学生 ----- 2027 年 8 月 6 日（金）まで

(3) 出願先

「9 送付先・問い合わせ先」に同じ。

(4) 出願書類（日本語または英語で明瞭に記入すること。）

出願書類		提出者	摘要
1	入 学 願 書	全員	本学所定の様式を使用すること。
2	入学検定料 9,800 円	全員	(国内送金) 以下の口座に入金し、送金を証明する書類を添付すること。 銀 行 名：東邦銀行 会津営業部（支店番号：401） 口座番号：（普） 2268703 口座名義：コウリツダイガクホウジン アイヅダイガク 公立大学法人 会津大学 (海外送金) Flywire により送金し、支払完了通知メールの写しを添付すること。 https://landing-pages.flywire.com/landing/u-aizu-app-land  Flywire を利用できない場合は、以下の口座に入金し、送金を証明する書類を添付すること。※(5)出願手続上の注意事項のアを参照すること。 銀 行 名：みずほ銀行 会津支店（支店番号：725） SWIFT：MHCB J P J T 支店住所：福島県会津若松市中央 1-1-25 口座番号：（普） 1178709 口座名義：コウリツダイガクホウジン アイヅダイガク 公立大学法人 会津大学 ※2027 年度の入学検定料（金額及び納入方法）については、変更となる場合がある。
3	成績証明書 及び 卒業（見込） 証明書	全員	最終学歴校の証明書で、出身大学の長等が作成したもの。 外国の大学の場合は、学位取得（見込）証明書もあわせて提出すること。 ※2027 年 3 月（10 月入学出願者は 9 月）に会津大学を卒業する見込みの者は提出を要しない。
4	履 歴 書	全員	本学所定の様式を使用すること。 ※2027 年 3 月（10 月入学出願者は 9 月）に会津大学を卒業する見込みの者は提出を要しない。
5	英語試験の 成績証明書	全員	出願手続期限の前 2 年以内に受験した英語の能力試験の成績証明書の原本を提出すること。 ・ TOEFL iBT 40 点以上 ・ IELTS 3.5 以上 ・ Duolingo English Test 45 点以上 ・ TOEIC L&R 500 点以上（公開テスト又は本学が実施した IP に限る） ※英語による教育を受けた者は教育での使用言語について最終学歴校が証明する文書をもって能力試験の成績証明書に代えることができる。

6	パスポート (在留カード) の写し	外国籍 の者	パスポートの写し（氏名、生年月日、国籍等が記載されているページ）を提出すること。未取得の場合は、これらの情報を確認できる身分証明書等の写しを提出すること。 日本の在留カードを所持している者はその表裏両面の写しも提出すること。
---	-------------------------	-----------	---

(5) 出願手続上の注意事項

- ア 海外から送金する場合、出願者本人を振込人名義とし、手数料はすべて送金者負担として、指定口座への入金額がちょうど9,800 円になるように送金すること。
- イ 出願書類に記入もれ、その他の不備がある場合は、受理しない。また、受理後、出願事項の変更は認めない。ただし、出願後に住所及び連絡先に変更が生じた場合は、速やかに会津大学学生課学生募集係に届け出ること。
- ウ 出願手続期限を過ぎて到着した出願書類は受け付けない。
- エ 出願書類受理後は、いかなる理由があっても当該書類、入学検定料は返還しない。
- オ 出願書類に虚偽の記載があった場合には、入学許可後であっても入学を取り消すことがある。
- カ 証明書等が日本語又は英語以外の言語である場合は、教育機関、大使館、公証役場又は政府公認機関等で公証印を受けた翻訳（本人作成可）を添付すること。
- キ 障がいのある志願者で、修学上特別な配慮を必要とする可能性のある者は、次の事項を記載した協議申請書（様式任意）を会津大学学生課に提出し、協議すること。
 - ・ 志願者の氏名、住所（連絡先電話番号も記載すること。）
 - ・ 出身学校名
 - ・ 障がいの種類・程度（現に治療中の者は、医師の診断書を添付すること。）
 - ・ 修学上特別な配慮を希望する事項
 - ・ 出身学校等でとられていた特別措置
 - ・ 日常生活の状況
- ク 外国人留学生は、授業が 1 週間当たり合計 12 時限以上となるよう科目の履修を志望すること。（留学の在留資格を得るためには、1 週間に実時間授業時間で 10 時間以上の履修が必要であるため。）

5 選考方法

書類審査により行う。不明な点がある場合は E-mail により詳細な質問をする、またはオンラインの面談等を実施することがある。

6 合格発表

選考後、合格者本人に通知する。

7 入学手続

(1) 入学手続方法及び入学手続期間

合格通知の際に併せて通知する。

なお、所定の期日に入学手続を完了しない者は、入学を辞退したものとして取り扱う。

(2) 入学料

28,200 円 (2026 年度の額)

納入期限までに指定された口座に納入する。

(3) 授業料

1 単位 14,400 円 (2026 年度の額)

納入方法は、入学した日の属する月の末日までに全額を一括して納入する。

ただし、外国人留学生は、入学手続時に 86,400 円 (6 単位分) を指定された口座に納入し、6 単位より多く履修する場合は、入学した日の属する月の末日までに差額を納入する。

※ 2027 年度の入学料及び授業料 (金額及び納入方法) については、変更となる場合がある。

※ 一度受付をした入学手続書類は、いかなる理由があっても返還しない。

※ 一度納付された入学料は、原則として返還しない。

※ 出願資格において「見込み」で出願した者が、その要件を充足しないこととなった場合は、入学許可を取り消す。

※ 経費支弁能力の不足等により在留資格認定証明書が不交付となった場合は、入学許可を取り消す。

8 その他

(1) 在留資格 (外国人留学生)

日本国籍を保持していない者は、本学への入学にあたり、適法な在留資格を有していなければならない。入学時まで適法な在留資格を取得できず、実際に入学ができなかった場合の責任は、すべて出願者に帰するものとし、提出書類及び納付金等の返還は行わない。

在留資格認定証明書交付申請の手続については、合格発表後、入学手続に必要な書類等とあわせて通知する。必要書類等は本学ホームページに掲載しているので、予め確認すること。

URL: <https://u-aizu.ac.jp/campus/residencecard/preadmission.html>

(2) 生活費

現在、必要な生活費は 1 か月当たり約 10 万円である (授業料除く)。

(3) 個人情報の取扱いについて

個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」及び「公立大学法人会津大学が取り扱う個人情報の保護等に関する規則」に基づいて取り扱う。

出願にあたって知り得た氏名、住所その他の個人情報は、入学者の選考、合格者発表、入学手続の事務を行うために利用するほか、今後の選考方法の検討資料の作成のために利用することがある。

また、入学者については、教務関係 (修学指導等)、学生支援関係 (学籍管理、健康管理、授業料免除、奨学金申請、入寮者選定等)、授業料徴収の業務を行うためにも利用する。

9 送付先・問い合わせ先

会津大学 学生課学生募集係

〒965-8580 福島県会津若松市一箕町鶴賀

Tel : 0242-37-2723

E-mail : admission@u-aizu.ac.jp